

松本市上下水道局公告第27号

一般競争入札の執行について

松本市上下水道局が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月19日

松本市長 臥雲 義尚

1 入札対象工事

工 事 名	令和4年度 美鈴湖系設備改良工事
工 事 場 所	松本市 浅間温泉3丁目551-1 他
工 事 概 要	(1) 機械設備更新工事 一式 (2) 電気・計装設備更新工事 一式 (3) 場内配管更新工事 一式 (4) 場内整備工事 一式
工 期	契約日から令和6年2月29日まで

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

工 事 種 別 と 等 級 格 付 等	機械器具設置工事 格付A級(840点以上)【令和3年度格付】
建 設 業 許 可	機械器具設置工事について、特定建設業の許可を有していること。
配 置 技 術 者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。ただし、同条第3項ただし書きに規定する監理技術者補佐を専任で配置する場合には、この限りでない。 (2) 配置技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 (3) 入札参加資格確認申請において配置予定とし、資格確認を受けた技術者であること。
所 在 地 要 件	松本市内に本店を有していること。
施 工 実 績 要 件	不 要
そ の 他 の 参 加 資 格 要 件	(1) 松本市上下水道局建設工事一般競争入札実施要綱(平成12年4月1日)に規定する参加資格の条件を満たしていること。 (2) 第1回目の入札において、入札額の積算資料としての工事費内訳書(金抜内訳書全項目)を提出すること。 (3) 電気工事の格付けを有すること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	令和 4年 5月19日(木) から 令和 4年 5月27日(金) まで	(1) 提出書類は「松本市上下水道局建設工事一般競争入札参加資格確認申請書」とする。 (2) 松本市上下水道局 総務課へ持参すること。
設計図書等の閲覧等	令和 4年 5月19日(木) から 落札者決定の日まで	松本市のホームページ
入札参加資格確認通知書の発送	令和 4年 6月 6日(月) から 令和 4年 6月 8日(水)まで	入札参加資格確認通知書を郵送する。
入札参加資格を認められなかった場合の説明請求受付	令和 4年 6月 6日(月) から 令和 4年 6月13日(月) まで (ただし最終日は、午後3時まで に松本市上下水道局総務課へ到着した分までとする。)	(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について文書(様式は自由)により説明を求めることができる。 (2) 松本市上下水道局総務課へ持参すること。 ※説明を求められた場合は、松本市上下水道局総務課において文書で回答することとし、回答日時は、該当者に電話連絡する。 回答期限:令和4年6月16日(木)
設計図書等に関する質問受付	令和 4年 6月 6日(月) から 令和 4年 6月13日(月) まで	(1) 質問書様式は自由(質問内容がわかるように具体的に記載すること。) (2) 質問等がない場合であっても「質問等なし」として提出すること。 (3) 松本市上下水道局総務課へ持参又は郵送により提出すること。
設計図書等に関する質問回答の閲覧期間	令和 4年 6月16日(木) から 令和 4年 6月23日(木) まで	松本市上下水道局 1階掲示板(入口玄関)
入札日時・場所	令和 4年 6月23日(木) 午後1時30分から	松本市上下水道局 2階 契約室
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市上下水道局 総務課にて公表する。	

(注意)

- (1) 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例(平成元年条例第 31 号)第1条に規定する市の
休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札事項等

適用する制度	松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱(ただし、同要綱第5条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は失格とする。)
入札の無効	松本市上下水道局入札心得第6条のとおり(ただし、第6号中「入札金額の内訳欄」は、「工事費内訳書(金抜内訳書全項目)」と読み替える。)
入札保証金	免除 ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市上下水道局の契約に関する規程第5条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証
前払金・中間前払金	適用あり(ただし、前払金は各年度の出来高予定額の40%を限度額とし、請求は各年度で受け付けるものとする。)
部分払金	適用あり
出来高予定額割合	請負代金額のうち、令和4年度 約38%(予算の都合により変更となる場合有り。)
支払限度額割合	請負代金額のうち、令和4年度 約33%(予算の都合により変更となる場合有り。)

5 契約の締結

落札者は、落札後5日以内(土曜日・日曜日・祝日を除く)に契約を締結しなければならない。

6 請負代金内訳明細書の提出

契約締結後7日以内に提出すること。ただし、第1回目の入札で落札者となった場合は、入札時に提出した工事費内訳書(金抜内訳書全項目)をもって替えることができる。

7 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、この公告、契約約款、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議の申立てはできない。

8 その他の事項

「松本市上下水道局建設工事一般競争入札実施要綱」、「松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱」及び「松本市上下水道局入札心得」に示すとおりとする。

9 担当部課(問い合わせ先)

公告の内容	松本市上下水道局 総務課 総務担当 (松本市大字島立1490番地2) 電話0263-48-6800 FAX0263-47-2137
工事の内容	松本市上下水道局 上水道課 水質送水担当 電話0263-48-6830